九　トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
イ　連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
(1)　上場株式等エクスポージャー
(2)　上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
ロ　出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
ハ　連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
ニ　連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
ホ　連結自己資本規制比率告示附則第六条の規定が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
十　信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
十一　トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスクに関して会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
（中間事業年度の記載事項）
第四条　当該四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。次条において同じ。）の末日である場合において、経営の健全性の状況を記載した書面には、前条第三項に定める定量的な開示事項を記載するものとする。この場合において、同項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」とする。
（四半期の記載事項）
第五条　当該四半期の末日が事業年度の末日及び中間事業年度の末日のいずれでもない場合において、経営の健全性の状況を記載した書面には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
一　連結自己資本規制比率
二　連結基本的項目比率
三　連結における自己資本の額
四　連結における基本的項目の額
五　連結総所要自己資本額

○金融庁・財務省告示第一号

銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府令・財務省令第十号）第二十条第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の五第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の十第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の二十三第一項第一号イに規定する格付を指定する件（平成十三年十二月金融庁・財務省告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範
財務大臣　野田　佳彦

本則を次のように改める。

一　信用格付業者　株式会社日本格付研究所
格　付　AAA, AA+, AA, AA−, A+, A, A−, BBB+, BBB, BBB−
二　信用格付業者　ムーディーズ・ジャパン株式会社
格　付　Aaa, Aa1, Aa2, Aa3, A1, A2, A3, Baa1, Baa2, Baa3
三　信用格付業者　スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社
格　付　AAA, AA+, AA, AA−, A+, A, A−, BBB+, BBB, BBB−
四　信用格付業者　株式会社格付投資情報センター
格　付　AAA, AA+, AA, AA−, A+, A, A−, BBB+, BBB, BBB−
五　信用格付業者　フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
格　付　AAA, AA+, AA, AA−, A+, A, A−, BBB+, BBB, BBB−

○文部科学省告示第百七十五号

PTA・青少年教育団体共済法施行規則（平成二十二年文部科学省令第二十四号）第二十五条第二項及び第二十七条第一項第二号の規定に基づき、文部科学大臣が定める積立て及び取崩しに関する基準並びに文部科学大臣が定める金額を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

PTA・青少年教育団体共済法施行規則第二十五条第二項の文部科学大臣が定める積立て及び取崩しに関する基準並びに同規則第二十七条第一項第二号の文部科学大臣が定める金額を定める件

（定義）
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　収入共済掛金　当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）をいう。
二　危険差損　実際の危険率が予定危険率より高い場合に生ずる損失をいう。
（異常危険準備金の積立基準）
第二条　PTA・青少年教育団体共済法施行規則（平成二十二年文部科学省令第二十四号。以下「規則」という。）第二十五条第一項第二号に掲げる異常危険準備金は、当該事業年度における収入危険共済掛金（収入共済掛金のうち危険掛金部分に相当する金額をいう。以下同じ。）に千分の五十を乗じて得た額以上を積み立てるものとする。
（異常危険準備金の積立限度）
第三条　異常危険準備金は、当該事業年度における収入危険共済掛金の額の二倍に達するまでは、毎事業年度積み立てなければならない。
（異常危険準備金の取崩基準）
第四条　異常危険準備金は、危険差損がある場合において当該危険差損のてん補に充てるときを除き、取り崩してはならない。
（既発生未報告支払備金）
第五条　規則第二十七条第一項第二号の文部科学大臣が定める金額は、共済規程（PTA・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号。以下「法」という。）第六条第一項に規定する共済規程をいう。）に基づく共済事業の種類ごとに、それぞれ次の各号に掲げる金額を平均した金額とする。ただし、当該平均した金額が零を下回った場合には、零とする。
一　支払備金の計算の対象となる事業年度（以下「対象事業年度」という。）の前事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額（次項に規定する既発生未報告支払備金積立所要額をいう。以下同じ。）に、対象事業年度の共済金等の支払額（当該事業年度の末日以前に発生した共済事故に関し、当該事業年度に支払った共済金の額と当該事業年度の普通支払備金（規則第二十七条第一項第一号に定める金額を積み立てる支払備金をいう。以下同じ。）の額の合計額をいう。以下同じ。）を対象事業年度の前事業年度の共済金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額
二　対象事業年度の二事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額に、対象事業年度の共済金等の支払額を対象事業年度の二事業年度前の事業年度の共済金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額
三　対象事業年度の三事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額に、対象事業年度の共済金等の支払額を対象事業年度の三事業年度前の事業年度の共済金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額

2　既発生未報告支払備金積立所要額は、その計算の対象となる各事業年度の末日以前に発生した共済事故に関し、当該各事業年度の翌事業年度に支払った共済金の額と当該各事業年度の翌事業年度の普通支払備金の額の合計額から当該各事業年度の普通支払備金の額を控除した額をいう。

附　則

この告示は、法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　六八〇円（本体六五〇円）　（配送料別）